# 【香南市雨水浸透ます設置基準】

(平面図)

香南市住宅都計課 H19.4.1 施行

本設置基準は、宅地開発等(1,000㎡以上)の造成について施行することを原則とする。

雨水浸透ます(500㎡に1カ所設置)は、ます周辺を砕石で充填し、集水した雨水を側面と底面から地中(透水層)へ浸透させる構造とする。構造は、ます本体、充填砕石、敷砂、透水シート、連結管、付帯設備等とする。また、雨水浸透ますで浸透しきれない雨水は、オーバーフロー管を通して敷地外(水路及び道路側溝等)に排水すること。オーバーフロー管は、できるだけ高い位置に取り付けるものとする。泥だめは、15cm以上とること。雨水浸透ますは、道路敷地内には原則として設置しないものとする。

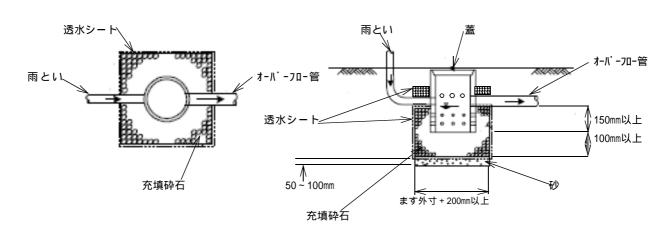
# 標準構造図

(断面図)

充填砕石

ます外寸 + 200mm以上

(平面図) (断面図)



#### (1)浸透ます等の構造材料

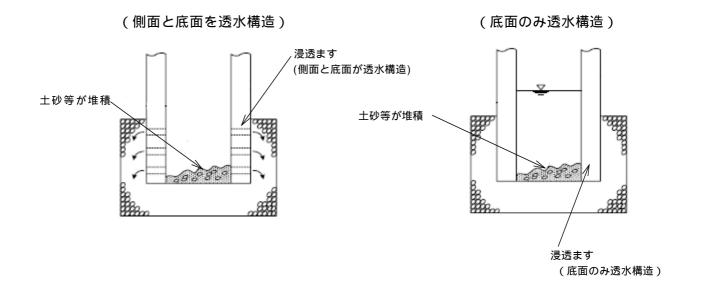
#### 1) ます本体

- ・ますの内径又は内のりは、500mm以上を標準とする。
- ・形状は円形又は角形とし、材質はコンクリート又は合成樹脂を標準とする。
- ・ますの底面部は、土砂等の堆積により目詰まりしやすいため側面部を透水構造(有孔及 びポーラス)とする。
- ・目詰まり防止装置(フィルター)は目的に応じた適切な選択をし、着脱が容易で材料が腐食 せず所定の強度に耐えるものとする。

## ますの種類



# 透水面による比較



#### 2) 充填砕石

- ・充填砕石は、ますの底面と側面に充填する。
- ・充填砕石は、空隙率の高いもの(単粒度砕石等)を使用し、ます本体の有孔径及びフィルター(目詰まり防止装置)等を考慮した粒径とし、砕石がます内部に侵入しないものとすること。
- ・充填幅はますの外寸 + 200mm 以上とする。
- ・砕石の充填形状は充填量が同じであれば、円形より角形のほうが浸透面積が大きくなるため角形を標準とする。

#### 3) 敷 砂

- ・敷砂(粗めの洗い砂等)の厚さは、50~100mmを標準とする。
- ・敷砂は、地盤が砂礫又は砂の場合は省略しても良い。

#### 4) 透水シート

- ・透水シートは砕石の全面をくるむように敷設する。
- ・材質は、ポリエステル等とし、シートは十分な引張りの強度を有し、腐食等の面で長期間 使用に耐えるとともに、敷砂と同等以上の透水係数(0.01cm/sec 以上)を有するものとする。

### 5) 蓋

・蓋は上部利用を考慮した荷重に耐える構造とし、コンクリート製や鋳鉄製が多く使用されているが、戸建住宅の敷地内等では軽量で開閉が容易なものを用いることが望ましい。

#### (2)提出資料

- ・雨水浸透ます・砕石等の材料承認資料等を工事計画届前に提出すること。
- ・浸透層の土質資料の作成及び施工中の工事写真(黒板必要)を撮り開発行為完了届に添付して提出すること。
- ・雨水浸透ますを建築時に施工する場合は、施工後に設置位置図及び工事写真等を提出すること。

#### (3)その他

- ・施工時において、地下水位及び土質状況等により雨水浸透ますの設置が困難な場合は、香 南市及び関係機関と協議すること。
- ・雨水調整池の設置が必要となる開発については、別途雨水浸透ますの設置について関係機 関及び香南市と協議すること。
- ・原則として合併浄化槽処理水の放流管は、接続しないこと。
- ・本基準はあくまでも香南市の雨水浸透ます設置基準であり、排水の同意に附された水路等 の機能管理者からの条件による雨水浸透ますの設置等については、別途協議のうえ実施す るものとする。
- ・本施設は、あくまでも雨水の浸透を目的としたものであり汚水排水管の接続(流入)は、絶対にしないこと。

# (参考)

# 浸透施設設置禁止場所標準図

